

【長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の長崎市独自基準】

- (1) 長崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団を排除する旨の規定を追加（第3条、第32条関係）
- (2) 介護予防サービス計画上に被爆者援護サービスを位置付ける旨を追加（第34条、第35条関係）
- (3) 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限2年を一部5年に延長（第31条関係）

その他の規定については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令）に基づいた内容

<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十七号）</p>	<p>長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(申請者の要件)</u> 第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（第32条において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第二十八条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 <u>第三十条第十三号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第34条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</u></p>

<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十七号）</p>	<p>長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>
<p>二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>イ 介護予防サービス計画</p> <p>ロ <u>第三十条第七号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ <u>第三十条第九号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ <u>第三十条第十四号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>ホ <u>第三十条第十五号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 <u>第十五条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 <u>第二十五条第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 <u>第二十六条第二項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ <u>第34条第7号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第34条第9号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第34条第14号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第34条第15号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第18条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第28条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第29条第2項</u>に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った処置についての記録</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス計画費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p>第32条 指定介護予防支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第三十条 指定介護予防支援の方針は、<u>第一条の二</u>に規定する基本方針及</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第34条 指定介護予防支援の方針は、<u>第4条</u>に規定する基本方針及び前</p>

<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十七号）</p>	<p>長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>
<p>び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、<u>予防給付（法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）</u>の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、<u>当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</u></p> <p>五～十七（略）</p> <p>十八 担当職員は、<u>適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</u></p>	<p>条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、<u>予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス、福祉サービス若しくは被爆者援護サービス又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</u></p> <p>(5)～(17)（略）</p> <p>(18) 担当職員は、<u>適切な保健医療サービス、福祉サービス及び被爆者援護サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院若しくは入所を希望する場合は利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</u></p>
<p>（介護予防支援の提供に当たっての留意点）</p> <p>第31条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サ</p>	<p>（介護予防支援の提供に当たっての留意点）</p> <p>第35条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サ</p>

<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十七号）</p>	<p>長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>
<p>ービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。</p>	<p>ービス、福祉サービス若しくは被爆者援護サービス又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。</p>